

## 令和8年6月から入院時の食事療養費の自己負担金額が変わります

令和8年6月1日からの診療報酬改定に伴い、厚生労働省の定める「入院時食事療養費」の基準が変更となります。これに伴い、患者さんにご負担いただく入院中の食事代（一食あたり）が以下の通り改定となります。

### 食事代の自己負担額（1食あたり）

| 一般<br>(70歳未満)       | 高齢者<br>(70歳以上)                          | 改定前  | 改定後  |
|---------------------|---|------|------|
| 一般所得者               | 現役並み所得者                                 | 510円 | 550円 |
|                     | 一般所得者                                   |      |      |
| 低所得者<br>(住民税非課税)    | 低所得者Ⅱ<br>過去12か月の入院日数が90日以内              | 240円 | 270円 |
|                     | 低所得者Ⅱ <sup>※1</sup><br>過去12か月の入院日数が90日超 | 190円 | 220円 |
|                     | 低所得者Ⅰ                                   | 110円 | 130円 |
| 指定難病患者又は小児慢性特定疾病児童等 |   | 300円 | 330円 |

※1 非課税期間の入院日数が、直近の12ヶ月間で90日を超えており、市役所等で認定を受けた場合

### 居住費（光熱水費）の自己負担額（1日あたり・療養型病棟入院のみ）

| 区分      | 改定前  | 改定後      |
|---------|------|----------|
| 一般の方    | 370円 | 430円     |
| 指定難病の方等 | 0円   | 0円（据え置き） |

※療養病棟入院中の65歳以上の方が対象となります

昨今の食材費や光熱費の高騰のなか、今後も安全・安心で質の高い病院食を提供していくための全国の医療機関共通の改定となります。

何卒ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

袋井市立聖隷袋井市民病院

令和8年6月